

VI. その他の注意事項

全出願者共通事項

1. 学年は4月に始まり、翌年3月に終わります。ただし、総合政策科学研究科博士課程（前期課程・後期課程ともに特別学生のみ）、文化情報学研究科博士課程（前期課程・後期課程ともに特別学生のみ）、理工学研究科博士課程（後期課程）、生命医科学研究科博士課程（前期課程・後期課程）、グローバル・スタディーズ研究科博士課程（後期課程）では、秋（9月）入学を前提にした入学試験を実施しています。
2. 入学後は「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定める在留資格（原則として「留学」）の取得が必要です。また、短期滞在ビザで大学に在籍し続けることはできません。
3. 在留資格認定証明書の交付は法務省が行うものであり、不交付となった場合および交付が遅れたことによって発生した費用等については本学は責任を負うことはできません。不交付となった場合は入学を取り消すことがあります。また、在学期間中に在留資格を失うことになった場合は本学に在籍することはできません。
4. 日本政府、外国政府関係機関、本学と学術交流協定を結んでいる外国の大学、その他国内外の財団法人等の機関から依頼がある場合、あるいはこれらの機関から奨学金を支給されることになっている場合には、同志社大学所定によらない出願書類を受理し、所定の選考時期以外に選考することがあります。
5. 前項の機関等から依頼があり、本学が特に必要と認めた場合は、4月以外の入学を許可することがあります。また、通常の特別学生の在学期間（原則として半年以上1年以下とし、審査のうえ1年を限度として在学期間を延長する）以外の在学期間を認めることがあります。
6. その他、出願に関して不明な点があれば、国際センター留学生課国際入学係（今出川校地）にお問い合わせください。
7. 出願書類または入学手続の際に提出すべき書類に、虚偽または不備があった場合は、入学を取り消すことがあります。

学内進学者

1. 学生納付金を納入した者には「入学許可書」を発行しますので、在留期間の更新手続をしてください。
2. その他、出願に関して不明な点があれば、国際センター留学生課国際入学係（今出川校地）にお問い合わせください。

身分変更者（特別学生から正規学生への変更者）

1. 「特別学生」の在学期間は原則、1年間しか認めておりません。したがって、入学願書の「7. 志望する研究科・専攻・コース／クラスター・学生身分」欄で特別学生を希望しても認められません。
※特段の事情が認められる場合は、審査の上、1年を限度として在学期間を延長する場合があります。
2. 学生納付金を納入した者には「入学許可書」を発行しますので、在留期間の更新手続をしてください。
3. その他、出願に関して不明な点があれば、国際センター留学生課国際入学係（今出川校地）にお問い合わせください。